

虐待防止のための指針

深浦町訪問看護ステーション

1 虐待防止に関する基本方針

虐待は、利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問看護事業者は、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

深浦町訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）は、高齢者虐待防止法等に基づき、虐待の未然防止、早期発見及び虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を徹底するため、虐待防止のための指針を策定し、職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

（1）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべき介護・世話を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（3）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止のための対策を検討する委員会及び虐待防止に関する担当者

訪問看護ステーションは、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、虐待防止に関する担当者を置く。

（1）委員会の組織等

①委員会の運営責任者及び虐待防止に関する担当者は、訪問看護ステーション管理者（以下「管理者」という。）とする。

②委員は、訪問看護ステーションの看護職員（訪問看護ステーション兼務の深浦診療所所属看護職員を含む）、深浦町地域包括支援センター職員（高齢者虐待防止担当）、

その他虐待防止の検討のために必要な者とする。

③委員会は、管理者の招集により年1回以上開催する。

④虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(2) 委員会は、次の事項について検討する。

①委員会その他訪問看護ステーションにおける虐待防止に係る体制に関すること

②虐待防止のための指針の整備に関すること

③虐待防止のための職員研修に関すること

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤職員が虐待を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 虐待防止のための職員研修

(1) 虐待防止のための職員研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待防止の徹底を行うものとする。

(2) 研修は、年1回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに町担当部署※に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、町担当部署※及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

※町担当部署 ・高齢者虐待の場合 地域包括支援センター

・障害者虐待の場合 福祉課

・児童虐待の場合 健康推進課

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者の家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に沿って対応する。相談窓口は、管理者とする。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 職員の虐待等が疑われる場合は、管理者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 職員の虐待等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関

係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、町のホームページにも公開する。

10 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和6年3月29日から施行する。